

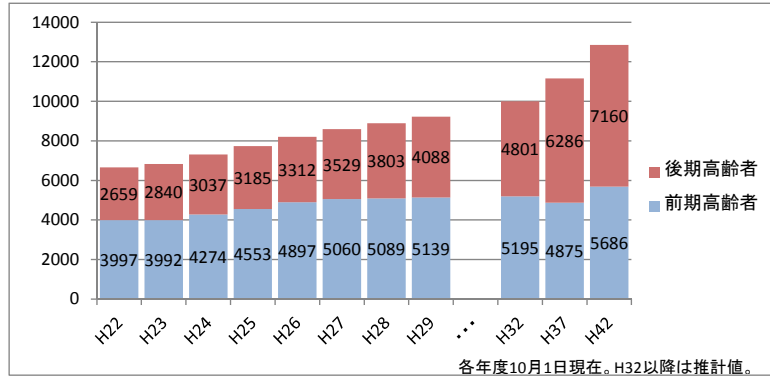
議題1 次期計画の骨子について

1 高齢者数と認定者数の見込み

○高齢者数

平成35年から37年にかけて、団塊の世代が前期高齢者から後期高齢者に移行するため、後期高齢者数が前期高齢者数を逆転します。

図表1: 前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳～)の人口推移 単位: 人



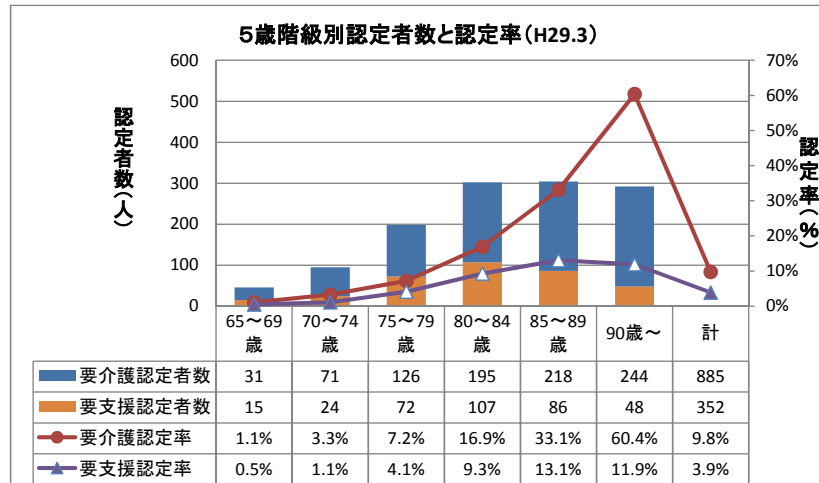
○認定者数

図表2-1: 平成29年3月時点における、本市年齢5歳階級別人口と要支援・要介護認定者数(単位: 人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳～	計
住民基本台帳人口 (人口構成比)	2,916 (32.2%)	2,174 (24.0%)	1,751 (19.3%)	1,152 (12.7%)	658 (7.3%)	404 (4.5%)	9,055 (100%)
要支援認定者数	15	24	72	107	86	48	352
要支援認定率	0.5%	1.1%	4.1%	9.3%	13.1%	11.9%	3.9%
要介護認定者数	31	71	126	195	218	244	885
要介護認定率	1.1%	3.3%	7.2%	16.9%	33.1%	60.4%	9.8%

図表2-2

高齢化率 15.8%



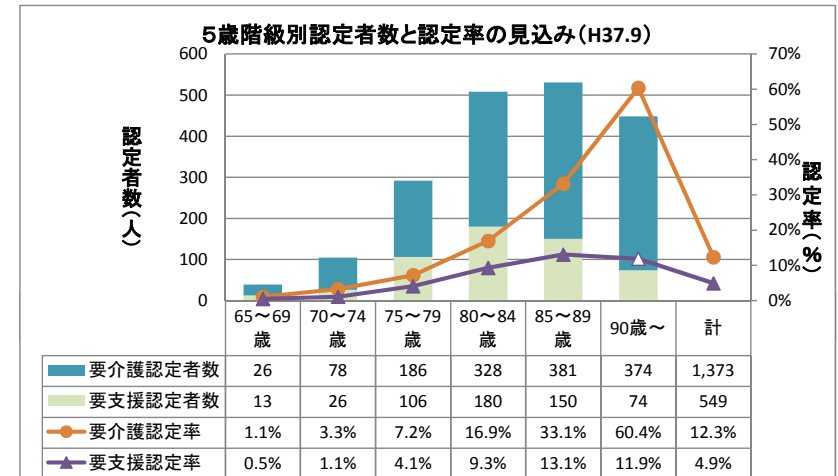
○図表2の要支援・要介護認定率を、平成37年の推計人口に当てはめて認定者数を試算

図表3-1: 平成37年9月推計人口(5歳階級別)を、図表2に当てはめた場合の要支援・要介護認定者数(単位: 人)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳～	計
推計人口 (人口構成比)	2,481 (22.2%)	2,394 (21.4%)	2,579 (23.1%)	1,938 (17.4%)	1,149 (10.3%)	620 (5.6%)	11,161 (100%)
要支援認定者数	13	26	106	180	150	74	549
要支援認定率	0.5%	1.1%	4.1%	9.3%	13.1%	11.9%	4.9%
要介護認定者数	26	78	186	328	381	374	1,373
要介護認定率	1.1%	3.3%	7.2%	16.9%	33.1%	60.4%	12.3%

推定高齢化率 18.4%

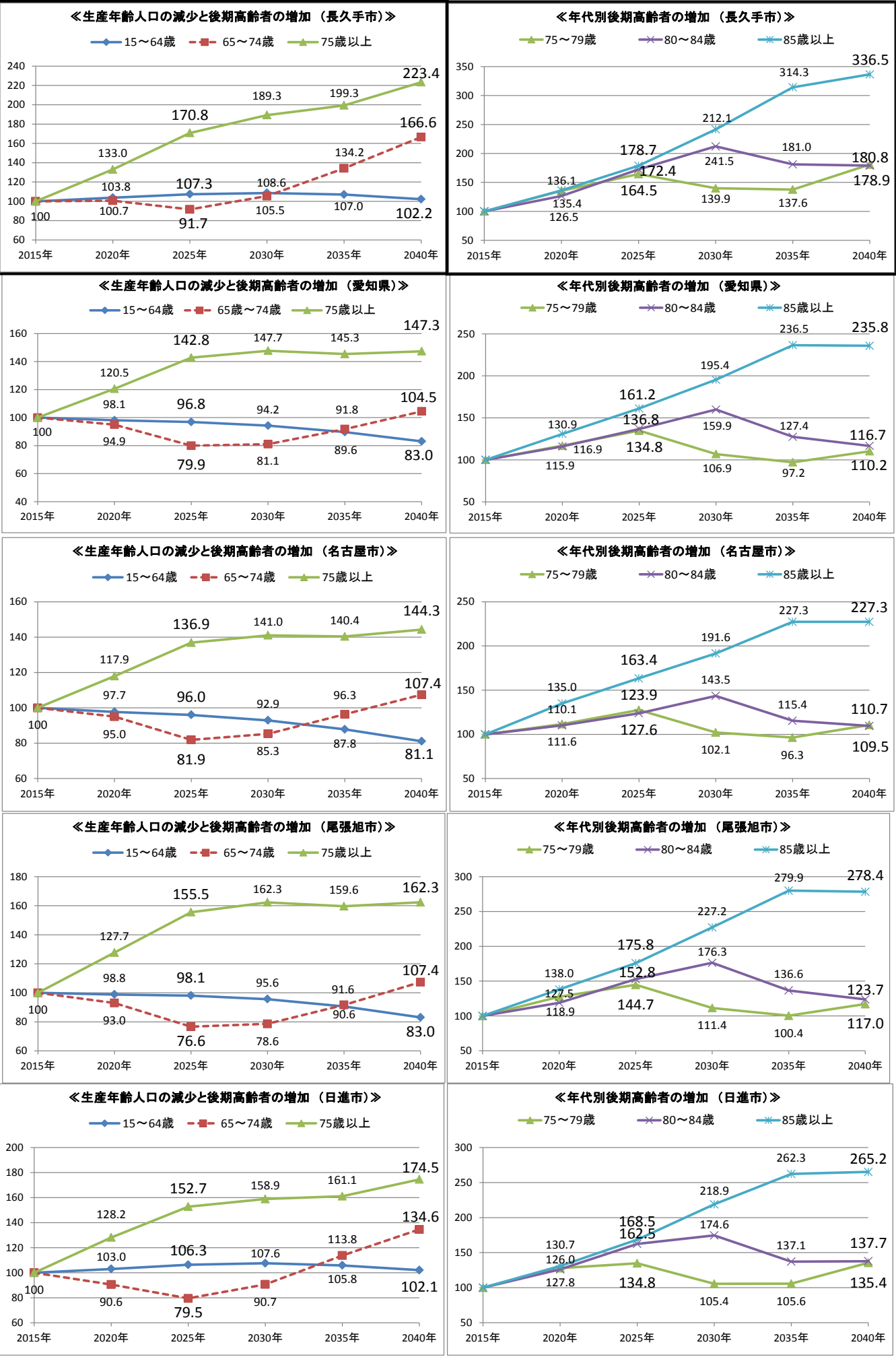
図表3-2



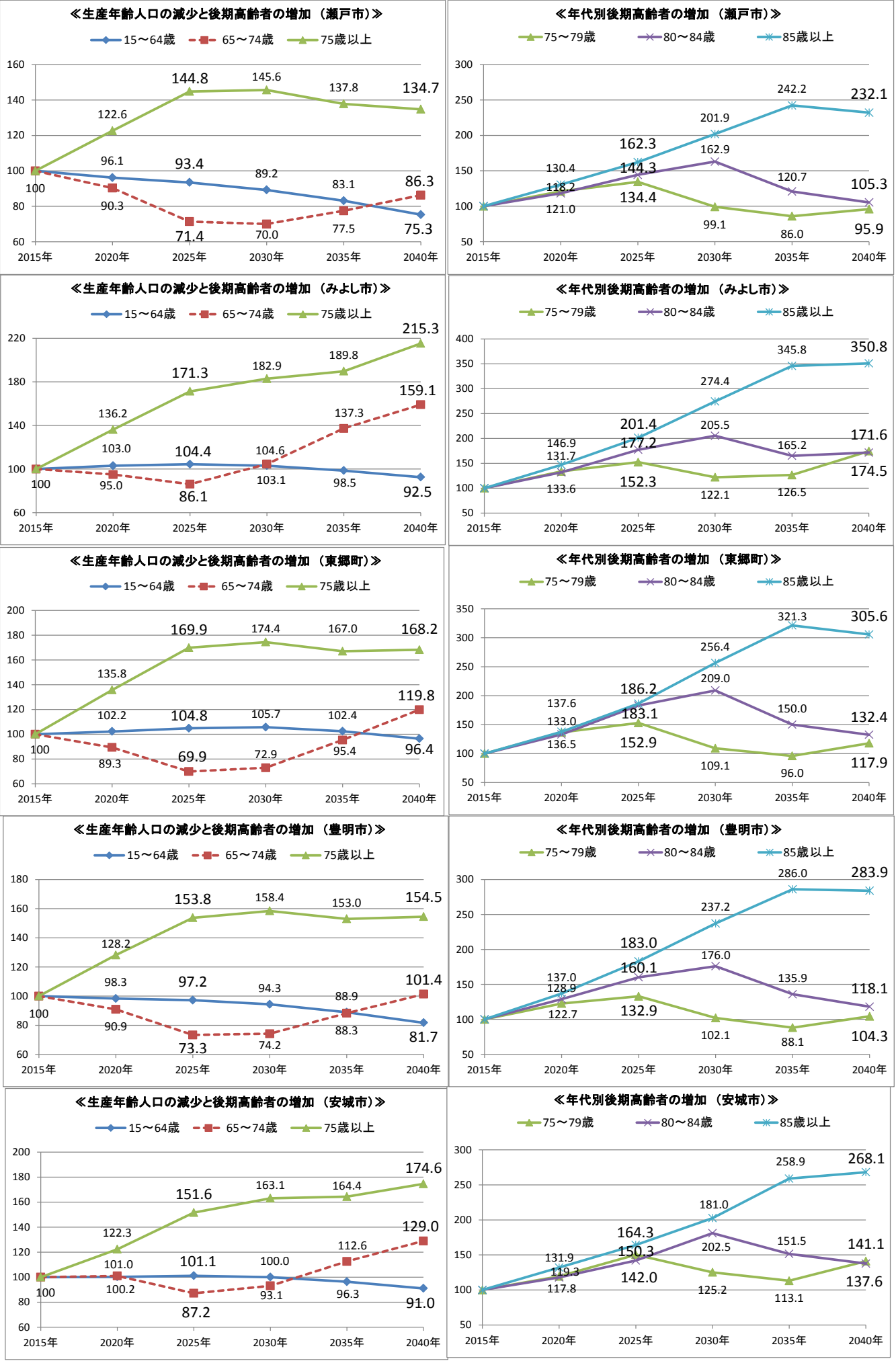
単に「65歳以上人口の伸び」では、9,055人→11,161人（2,106人：23.3%）の増加ですが、
要支援認定者数は、352人→549人（197人：56.0%）、
要介護認定者数は、885人→1,373人（488人：55.1%）の増加と、
わずか10年足らずで約1.5倍に増加する可能性があります。

元気な高齢者がいつまでも地域で元気に暮らせるための施策を推進することで、
将来の認定率（認定者数）の急激な増加を防ぐことを施策の中心とする必要があります。

●愛知県内生産年齢人口と後期高齢者人口の推移



＊：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成25年3月推計）」より



2 次期計画の基本理念について

(1) 施策体系案

基本理念	基本施策	取組分野	主な施策(一例)
	いきいきとした活動的なくらしをめざす	健康づくりの場(生きがい、介護予防)	ラジオ体操の普及、生涯学習、スポーツ、健康マイレージ
		気軽に外出できる環境整備	外出促進、環境整備、N-バス、 移動支援事業
		活躍できる居場所	就労支援、シニアクラブ
	つながりと支えあいのある地域をめざす	総合事業の推進	総合事業 ・ いきいきサービス事業 ・ いきいきライフ推進事業
		支え合い、つながり	生活支援体制整備事業、サロン、地区社協、地域共生ステーション、見守りネットワーク、見守りサポーター
	安心な暮らしをつくる	住みやすい環境整備	シルバーハウジング、住宅改修
		安心、安全	実態把握、要支援者登録、防災、防犯
		困りごとの解決を図る	悩みごと相談、そうだんシート
		認知症施策の強化(推進)	認知症ケアパス、認知症サポーター、 認知症初期集中支援チーム
		虐待防止、権利擁護	成年後見
	サービスの充実をめざす	在宅介護の限界点を高める	生活支援サービス、地域包括支援センター、介護離職防止、重度化防止
		質の向上、給付適正化	介護給付適正化事業、介護事業所指定指導業務、在宅医療介護連携支援、介護相談員
		人材確保	介護職員確保事業

※総合事業は、「いきいき」と「つながり」の双方に関連する施策(分野)として、位置づける。

(2) 基本理念

現時点でキーワードになっているもの：

- ・いつまでも元気でいきいき
- ・居場所と役割
- ・笑顔
- ・地域でつながり支えあう

これらから導く、
次期計画の理念として



基本理念案

- 1) 「見守る 支えあう みんなに役割がある 福祉のまち ながくて」
第6期計画の理念をそのまま継承
- 2) 「みんなに役割と居場所のある 支えあいのまち ながくて」
第6期の理念を継承しつつ、役割だけでなく「居場所」というキーワードも盛り込んだもの
- 3) 「e・m・i 笑顔で みんなで いつまでも」
「健康」「いきいき」「元気」等を包括し、視覚イメージとして象徴するキーワードを「笑顔」として考えたもの

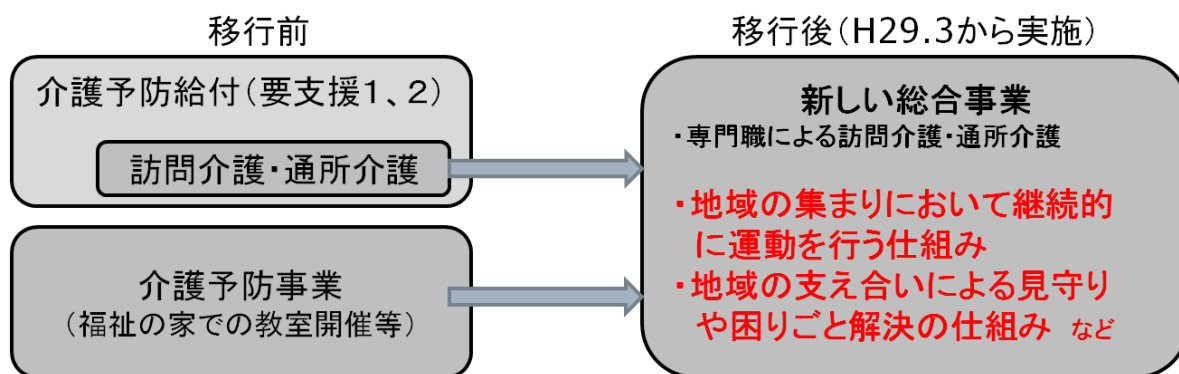
3 次期計画で取り組む主な施策の事業概要

(1) 移動支援事業

運転免許証を自主返納した方やNーバス等のバス停への移動が困難な方等、また福祉有償運送や介護タクシー等の制度の狭間で移動に困難を感じている高齢者のニーズの把握に努め、より一層の外出促進につながる移動支援のあり方について、市からの助成、住民同士の支え合い等、あらゆる方法から検討を進めていきます。

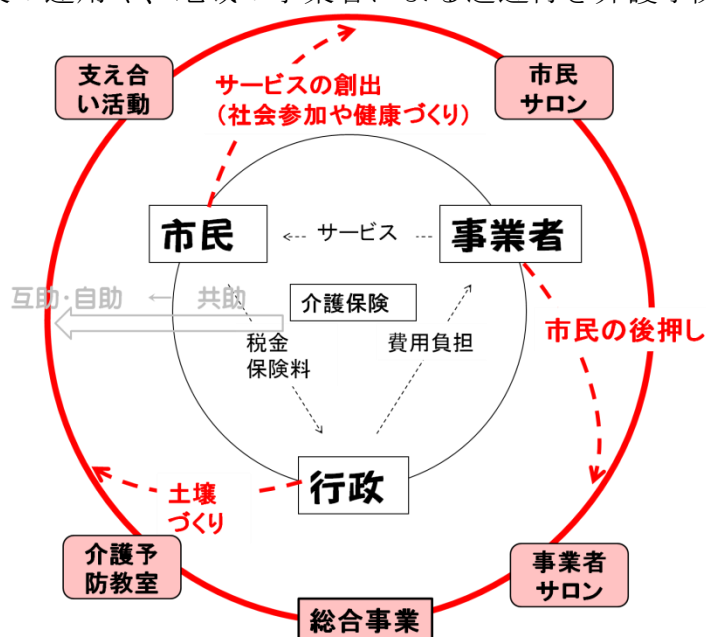
(2) 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

＝高齢者をはじめとする市民が、地域の中に役割と居場所を持って、いつまでもいきいきと暮らすことができる支援をする事業



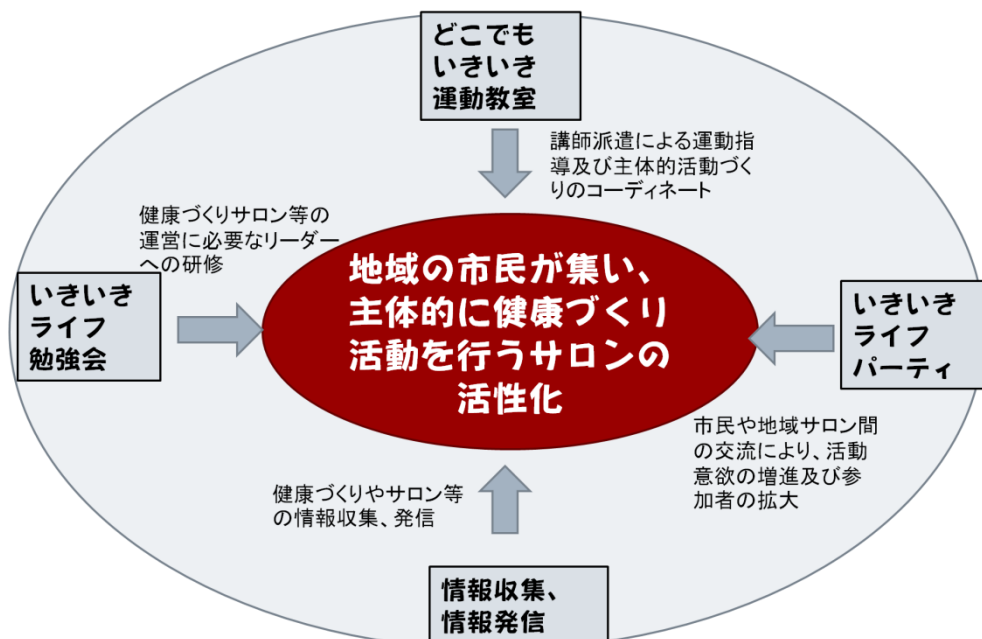
・いきいきサービス事業

従来の二次予防事業に代わるものとして、地域の様々な主体の意欲や創意工夫を活かした生活支援や介護予防サービスの創出を支援します。具体的には市民ボランティアが高齢者のちょっとした困りごとの解決を支援するワンコインサービス事業の運用や、地域の事業者による送迎付き介護予防教室の開催等を行います。



・いきいきライフ推進事業

従来の一次予防事業に代わるものとして、地域の様々な主体の意欲や創意工夫を活かした健康づくりや支え合いに資するコミュニティの創出を支援します。具体的には、市民の集まる場への運動講師の派遣や介護予防を推進する担い手の育成、地域の事業者による高齢者向けサロンの開催などを行います。



(3) 認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム

認知症初期集中支援チームのメンバー



医療と介護の専門職
(保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等)

→



専門医
(認知症サポート医嘱託可)

配置場所 地域包括支援センター等

診療所、病院、認知症疾患医療センター、市町村の本庁

【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人

- ◆ 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
 - (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
 - (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
 - (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
 - (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人
- ◆ 医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

認知症の疑いがある人や家族を訪問し、早期発見・早期対応を専門的に行うことにより、認知症が重症化する前の対策を推進します。チームは地域包括支援センターの職員で構成し、愛知医科大学認知症疾患医療センターの専門医が後方支援を行う予定です。

(4) 介護給付適正化事業

従来、介護給付適正化計画として別で定めていましたが、厚労省からの指針により「第7期介護保険事業計画において定めるもの」とされたことから、次期計画の中に位置づけることとします。

＜主要5事業＞

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプランの点検
- ・住宅改修等の点検
- ・縦覧点検・医療情報との突合
- ・介護給付費通知

特に、平成30年度に居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されることを鑑み、介護支援専門員を支援するケアプラン点検に取り組みます。

(5) 介護事業所の指定指導業務体制の確保

市が所管している地域密着型サービスに加え、平成30年度からは居宅介護支援事業所の指定及び指導の権限が県から移譲されるため、体制を整備し、指定における適正な審査及び実地指導等を行います。

(6) 在宅医療介護連携支援

医療・介護・福祉の専門職が顔の見える関係を作りながら、各種の専門部会（研修、事例検討、入退院調整、顔の見える関係づくり、ICT）を通して、互いに学びと気づきを得ながら連携を深める体制づくりを進めます。

(7) 介護職員確保事業

介護職員不足解消が喫緊の課題であり、資格取得を目指す人への門戸を広げ敷居を下げることで、一人でも多くの介護職員を確保するための事業を行います。

・ 介護職員初任者研修の開催

食事の補助や更衣、入浴介助など、高齢者の様々な状態に合わせてサポートを行うための基本的な知識とスキルを身につけ、介護の仕事に就くためのスタートラインとなる介護職員初任者研修を開催し、介護に興味のある人の資格取得を支援します。

・ 潜在的有資格者等再就業促進事業

介護福祉士やホームヘルパー等の資格を有しながら、子育て等のために離職した潜在的有資格者が知識と技術を再確認するための実技研修や、介護以外の分野からの離職者が、再就業のために、介護の仕事の魅力と実際の現場を知るための職場体験等を実施し、介護分野への再就業を促進します。

・ 介護職員初任者研修等受講料の助成

介護職員初任者研修もしくは実務者研修を修了した後に、新たに市内介護事業所へ6か月以上勤務した人を対象に、当該研修費について、補助金を支給し、介護事業所への就業促進を行います。